

別表～離婚に際しての証拠集め等

<p>【裁判上の離婚理由】に関する証拠</p>	<p>・不貞（写真・動画、自白とその録音データ、探偵の調査報告、メールやLINE、スケジュール帳や日記、カーナビの記録、SNS、GPS位置情報等）・悪意の遺棄※（別居の経緯記録や日記、家事放棄や育児放棄がわかる写真・動画、源泉徴収票や給与明細表、預金通帳、クレジット利用明細、消費者金融からの請求書、購入したぜいたく品の写真 等）・3年以上の生死不明（最後に交わしたメールやLINE、親族や知人の陳述書、警察による捜査願受理証明）・性格の不一致（喧嘩の際の録音データ、喧嘩の記録やメモ・日記、メールやLINEの記録、第三者の証言）・DV、モラハラ（診断書、被害状況の写真・動画、警察への相談の記録、目撃者の証言）・借金（借金で購入した商品の写真、消費者金融からの請求書、クレジットカード利用明細）～以上、書類に応じて写し（コピー）での対応も可能</p>
<p>【離婚条件】に関する証拠 ※協議の際の必要書類</p>	<p>・親権（母子手帳、幼稚園等の連絡帳、通知表、子供との触れ合いが分かる写真や動画、日記やメモ、収入が分かる書類、家の間取り図等）・養育費（源泉徴収票、給与明細表、確定申告書、給与用通帳の履歴等）・財産分与（通帳、残高証明書、保険証券や解約返戻金証明書、不動産売買契約書、固定資産税納税通知書、ローン等貸借契約書類、ローン償還予定表等）・年金分割（基礎年金番号が分かる書類、年金情報通知書等）・婚姻費用（別居時の生活費用等に関する合意書、過去の請求時の調停や審判調書）～以上、書類に応じて写し（コピー）での対応も可能</p>
<p>※悪意の遺棄とは・・・正当な理由なく、法律の定めである夫婦の同居義務・協力義務・扶助義務をはたさないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同居義務：夫婦が同じ屋根の下で住む義務 ・協力義務：夫婦で力を合わせて生活していく義務 ・扶助義務：生活費を負担し合って、お互いが同じレベルの生活を送れるようにする義務 	
<p>【証拠集め注意事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①バレないように細心の注意をもって収集する（元の置き場所等にも注意。相手側の証拠隠滅行為に気を付ける）。 ②収集完了まで別居しない（別居後は集めにくなる。DV被害時は除いて・・・）。 ③収集完了後、離婚の話を切り出す。 <p>※収集物によっては、プライバシー侵害等の刑事罰や損害賠償になることもあるので注意。</p>	